（保険料の納付等の申出）

第七十八条の三　法第八十七条の二第一項の規定による保険料の納付の申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

第七十八条の四　法第八十七条の二第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、これを機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名及び住所

二　基礎年金番号

第七十八条の七中「前納及び」を「前納、」に改め、「追納」の下に「及び平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による後納保険料の納付」を加える。

第八十四条中「第七十八条の二」を「第七十八条の三」に改める。

第百二条の次に次の一条を加える。

（平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限に係る事務の引継ぎ等）

第百二条の二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限（以下この条において「権限」という。）の全部又は一部を自ら行うこととするときは、機構は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を厚生労働大臣に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

2　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が自ら行っている権限の全部又は一部を行わないものとするときは、厚生労働大臣は次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

一　権限に係る事務の全部又は一部を機構に引き継ぐこと。

二　権限に係る事務に関する帳簿及び書類を機構に引き継ぐこと。

三　その他必要な事項

第百三条の次に次の一条を加える。

（国民年金後納保険料納付申込書の提出）

第百三条の二　平成二十四年年金確保支援法施行令第三条第一項の規定による国民年金後納保険料納付申込書の提出は、機構の定める年金事務所に対してするものとする。

第百十三条の次に次の一条を加える。

第百十三条の二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第九項の規定により、次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

一　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項の規定において読み替えて準用する法第百九条の四第三項の規定により厚生労働大臣が平成二十三年年金確保支援法附則第二条第一項の規定による承認の権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合における当該権限

二　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第八項の規定において読み替えて準用する法第百九条の四第四項の規定による公示

2　平成二十三年年金確保支援法附則第二条第十項の規定により、前項各号に掲げる権限のうち地方厚生支局の管轄区域に係るものは、地方厚生局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第七十八条の二から第七十八条の四までの改正規定及び第百三条の次に一条を加える改正規定は、同年八月一日から施行する。